

養父市・塩竈市 災害時における相互応援協定について

このたび、本市と兵庫県養父市との間で「災害時における相互応援協定書」を締結する運びとなりました。

1. 協定書締結までの経緯

これまで本市では、市民の生命と財産を守るため他自治体や関係機関と災害時における相互支援に関する協定を締結してきました。このことにより、平成23年3月11日「東日本大震災」においては、各協定に基づき各機関から支援を頂き、いち早く復旧に努めたところです。

このたびの「東日本大震災」においては、兵庫県養父市から本市に対し、平成24年3月より職員の派遣の支援をいただき、復旧・復興にご協力いただいております。

この職員の派遣をきっかけに、お互いの教育文化・産業振興・環境保全等の課題を共有し、住民の交流を図るとともに協力関係を深めてまいりました。

このような状況から、災害に強いまちづくりを目指す両市が、物資や人員等を支援する相互応援協定を結ぶ運びとなりました。

(参考) これまで協定締結自治体 : H19.11 山形県村山市
H24. 7 愛知県碧南市
H24.10 長野県須坂市

2. 協定の内容

(趣旨) 宮城県塩竈市と兵庫県養父市の相互の市の区域内で災害等が発生した場合に、被害の軽減と住民生活の安定を図ることを目的とする。

(内容) 支援活動の内容は、救助活動及び応急復旧活動等に必要な職員等の派遣、機械資機材等の調達、生活必需品等物資の調達を行う。

3. 協定書締結式

- (1) 日時 平成25年 8月 2日(金)
午後 3時00分～
- (2) 場所 兵庫県養父市役所
- (3) 出席者 養父市 市長、市議会議長、副市長、防災監兼企画総務部長他
塩竈市 市長、市議会議長、市民総務部長、危機管理監他

4. 今後の取組

相互の市で、支援活動が円滑に行われるよう、連絡体制の整備、支援物資の搬入ルート確保等の必要な事項についての支援体制の整備。

また、災害の発生に備え、総合防災訓練等への相互参加を行い、災害に関する情報の共有を図る。